構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県仙北郡美郷町
- 2 構造改革特別区域の名称美郷町資格要件付臨時的任用職員の任用期間の延長特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 秋田県仙北郡美郷町の全域
- 4 構造改革特別区域の特性
- (1) 自然的特性

美郷町は、平成16年11月に千畑町・六郷町・仙南村が合併し誕生した町であり、秋田県の南部、仙北平野の南東部に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県西和賀町、南は横手市、西及び北は大仙市にそれぞれ接している。

人口は22,412人(平成23年3月末現在)、総面積は167.80平方キロメートルで、東西に14キロメートル、南北に20キロメートルの広がりを持っている。

気候は比較的温暖で、夏は高温多湿、冬は降雪が続き寒暖の差が大きいという特徴を持っており、冬期間の積雪は平均で平野部が150センチメートル前後、山間部においては200センチメートル前後に達する。

(2) 経済的特性

本町は、肥沃な土壌に恵まれ、稲作を中心とした農業が基幹産業であり、県内でも有数の穀倉地帯を形成している。また、野菜、果樹、花き、畜産との複合経営も推進している。一方、経済情勢や生活様式の変化により空洞化が進む商店街の再興と、企業の誘致等により雇用機会の創出の方策を模索し、商工業の発展で地域経済の活性化を目指している。

その反面、県南部の主要都市である大仙市、横手市に隣接していることから、 若者を中心にした労働力の町外への流出が著しく、地域の衰退が危惧されてい る。

交通面では、国道13号線及び主要地方道角館六郷線が縦断するほか、町内にJR奥羽本線の飯詰駅及び後三年駅の二つの鉄道駅を有し、秋田新幹線大曲駅及び秋田自動車道大曲インターチェンジまで自家用車で20~30分の距離にあるため、交通面では比較的恵まれた立地条件にある。

人口は平成17年3月末の23,822人から平成23年3月末の22,412人に減少し、人口減少に歯止めがかからない現状である。また、高齢化率は30.5%(平成21年3月末現在)であり、全国平均の24.2%及び県平均の28.9%を上回る速度で上昇している。一方、世帯数は平成17年3月末の6,616世帯から平成23年3月末の6,767世帯へと増加しており、人口の減少と反比例して核家族化の進行がみられ、子育て環境の充実、雇用の場の確保、若者の定住が重要な課題である。

(3) 保育施策の現状と課題

本町では、合併前の平成15年に旧千畑町において幼保一体的運営特区の認可を受け、また合併後の平成18年には全国に先駆け3地区(旧3町村)の幼稚園・保育園が幼保連携型認定こども園として認可を受け、幼稚園、保育園、子育て支援センターを一体化して、乳幼児教育を充実させている。平成23年度に策定した「美郷町学校教育の指針」の中でも乳幼児教育の推進を図るための目標や必要な施策を就学前教育の項で定めている。

- ○3つの認定こども園
 - ・千畑なかよし園
 - ・六郷わくわく園
 - ・仙南すこやか園

また、園児の健康管理のため、各園に准看護師資格を持った看護師を配置し、 保護者が安心して入園させることができる体制を整備しているほか、延長保育 (午後7時まで)や一時保育を行うなど、保護者の子育てを支援している。そ の他にも、保育料の減免や乳児養育支援金等を支給し、保護者の経済的支援を 行っている。

しかし、母子家庭はもとより、近年は父子家庭であることに不安を抱えている世帯も増えており、自立した社会生活を送ることができるよう未就学児も含め、引き続き支援していくことが求められている。

児童相談等の充実については、子育て支援センターや子育て支援者連絡会、 民生児童委員協議会等の関係機関との連携を強化し、相談窓口体制の充実に取り組んでいる。また、児童虐待のケースも年々増加傾向にあることから、新生児訪問や育児支援家庭訪問等による早期発見に努め、孤立家庭の解消を図る必要がある。

本町において、現在待機児童は発生していないが、核家族化や共働き、また は祖父母と同居している場合であっても働きに出ている世帯も多く、保育需要 は増大している。 そのため、適切な職員配置やシフト勤務を行うとともに、職員研修を実施し保育の質を高めているが、なお十分な対応ができない状態であり、毎年、資格要件付臨時的任用職員を採用し、多様化する保育ニーズへ対応している状況である。

(4) 読書推進施策の現状と課題

本町の図書館施設は、中央地区の学友館を中核とし、北部地区の千畑交流センター図書室、南部地区の美郷町公民館図書室の3ヶ所で構成されており、社会教育活動の拠点としての機能を果たしている。各施設では、毎月、新たな図書を追加するとともに、随時、季節ごとテーマごとなどの図書コーナーや図書展示を工夫するなど、町民の読書活動を推進している。各施設の年間利用者は、平成17年度と平成20年度を比べると、学友館が6,482人から7,308人、千畑交流センター図書室が90人から230人、美郷町公民館図書室が2,148人から2,611人にそれぞれ増加している。

開館時間は、休館日の毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)を除き、午前9時から午後7時までとし、仕事帰りの町民も利用しやすいように設定している。

各施設の管理運営は、町教育委員会職員が行っているが、充実した図書サービスを提供するため各施設2~4名の臨時的任用職員を雇用している。特に中核施設の学友館には常時2名の図書館司書資格保有者を配置している。

図書館施設の整備については、合併後、町の公共施設全般について、老朽化の問題やより効率的な活用を目的として策定された「公共施設再編計画」において、図書館統合についても検討が重ねられ、平成23年12月から平成24年4月にかけて段階的に千畑交流センター図書室及び美郷町公民館図書室を廃止し、学友館に図書館機能を集約することとしている。そのため、今後はネットワーク化による蔵書情報の提供と管理の一元化を進め、図書館利用を促進する取り組みが必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 保育施策について

本町では、人口の減少に反比例して世帯数が増加しており、近年の低迷する経済情勢等を背景に、核家族の共働き世帯も年々増加している。さらに祖父母が近隣に居住していない世帯も多く、祖父母に孫の保育をお願いするのも困難で、日中保育に欠ける世帯が増加しているとともに、子育て不安を抱える家庭の増加や発達支援等を必要とする家庭が増えるなど、多様化する子育て支援ニーズに対応するための職員の需要は増加している。

人口の減少に比して、園児数は平成19年度末の463人から平成22年度 末には458人とほぼ横ばいで推移している。

また、入園児数を年齢別に見ると、園児総数に占める $0\sim2$ 歳児の割合は高くなってきており、特に園児3人につき1人の保育士を要する0歳児は、19年度末に38人で園児総数に占める割合は8.21%であったが、22年度末には54人、11.79%に増加している。

高まる幼児教育需要に対応するために、毎年、40名程度の保育士及び幼稚園教諭と2~3名の准看護師を臨時的任用職員として採用しており、平成24年度には正規職員の採用も予定しているが、認定こども園職員のうち臨時的任用職員の占める割合・役割は大きいところがある。

なお、臨時的任用による根拠としては、保育士及び幼稚園教諭にあっては、 ①近年、低迷する経済情勢を背景として、保護者の非正規雇用の増加に伴い園 児の入園時期が不規則であるので、過不足のない適正な人員配置を図るべく、 状況に応じてやむをえず臨時的任用保育士を採用する必要がある。②特に、園 児3人につき1人の保育士を要する0歳児や5、6人につき1人の保育士を要 する1歳児、2歳児の入園が増えているためである。

また、准看護師にあっては、①前述のとおり0~2歳児の入園数が増加して いるが、0~2歳児の体調は変化しやすく急変時に適切な対応を行うために准 看護師の配置を要しているが、近年の低迷する経済情勢から、0~2歳児の増 加がどの程度続くか予測出来ず、やむをえず臨時的任用による必要がある。② 入園前調査時にアレルギー体質などの特徴を持つ園児が確認されるが、発作や ショック症状などの際に迅速な医学的対処が十分に出来ない状況であり、特に 年度当初においては、新規園児の増加やクラス替えなどで保育士等が園児一人 一人の状況を把握しきれない場合もあり、臨時に専門知識を有する准看護師資 格を持つ者が必要である。③また、入園前には予想できなった行動や症状が集 団生活の中で発生する場合もあり、その際に医学的な対処を要する際には准看 護師の配置が必要である。④インフルエンザや風邪などのウイルス性感冒の流 行期において、多数の罹患園児が発生するため、予防及び拡大抑制のための処 置を行っているが、より効果的な処置を行うためには准看護師の配置と保育士 等との連携による取組が必要となる。⑤厚生労働省より平成23年3月に「保 育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が示されたが、本町としてそのガ イドラインに沿った取組を行うためには、一定期間、保育士等と准看護師の連 携による取組が必要であるためである。

また、築30年以上が経過し、施設の老朽化が問題であった六郷わくわく園については、平成24年度から25年度にかけて新築工事を開始する予定であり、園舎の移転に係る作業の増が見込まれる。

しかし、毎年の保育士、幼稚園教諭、准看護師の臨時的任用職員の採用は、 ハローワークや町広報誌を通して募集案内を行う他、友人、知人からの紹介に より必要数の確保に努めているが、資格職であるがため非常に困難を極めてお り、また、雇用期間が短いことから近隣市への人材流出を招いている。

こうしたなか、本特例を活用することにより、臨時的任用職員の任期の延長 が可能となることで、臨時的任用職員として勤務する者の雇用の安定など処遇 改善になり応募者の増加に寄与する。

また、スムーズな年度移行が期待されるなど、多様化する保育ニ―ズへの対応とともに、安心して子どもを預けることができる環境を整備し、子育てに対する不安の軽減を図ることに繋がると考えられる。

(2) 図書館施策について

公共施設再編に伴い学友館に図書館機能が集約されるため、図書館からの遠隔地に住む町民が読書から遠ざかることのないよう、町内3地区のどこからでも利用者が自分で図書館の本を検索し、貸出予約ができるようコンピュータシステムを整備し、各地区へ端末を設置する。また、町内の小中学校においても町立図書館の本を検索できるシステムを整えることに加え、自校の蔵書管理を町立図書館とほぼ同等のコンピュータシステムにより行うことができるように整備する。加えて、町立図書館と県立六郷高等学校との間ではこれまでどおりの連携を維持し、貸出カードの共通化を行う。

そのため、学友館においては、統合に関連し業務量が増大することは避けられないため、専門的業務に精通した図書館司書資格保有者の職務の安定的な確保は重要な課題である。

しかしながら、専門的な資格である図書館司書資格を有する者は、非常に少なく、ハローワークや町広報誌を通して募集案内を行う他、友人、知人からの紹介により必要数の確保に努めているが、必要な人数の確保には毎年苦慮している状況であるため、本特例により任期の延長が可能になることは、今後の充実した図書館運営を図る上で不可欠な要素である。

なお、臨時的任用による根拠としては、①図書館統合にあたり、ネットワーク化による蔵書情報の提供と管理の一元化など必要な業務が発生し統合後の学友館において業務が増大することに伴い臨時的任用が必要となるため。②図書館を統合することで、これまで各地区の図書館を利用していた小中学生が学友館に集中し、需要が増大するうえ、夏休みや冬休みなど学校の長期休み中に読書推進の取組や各種教室を開催することとしており、臨時的任用が必要となるためである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町において充実した認定こども園及び図書館の運営を図るには、構造改革特別区域計画を活用した臨時的任用職員の安定的な確保が極めて重要である。

近年、国の構造改革により、地方分権社会への流れが具体的になってきており、地方自治体へ権限や事務が移譲されるとともに、地方交付税制度や税制度の改正、補助金や負担金の見直しなどにより、これまでの国や県からの財源に頼っていた構造から脱却し、自主・自立した地方自治体へと変革していかなければならない状況にある。

このため、本町では行政経営プランを策定し、従来の"行政運営"から"行政経営"への変革を図り、成果を重視し住民満足度が高い自治体を目指してきた。また、財政運営にあたっても、コストを常に意識するとともに、将来にわたる債務負担の縮小や効果的で重点的な予算措置により、町民サービスを向上させる種々の施策を展開している。

事務組織の効率化については、「美郷町定員適正化計画」に基づき職員の定数管理を行っており、計画を若干上回る状況で推移している。公共施設の再編に伴う事務組織の見直しや施設運営の効率化を図りつつ、多様化する住民ニーズへの対応、施設の移行、統合に係る作業の増に対応するためには、構造改革特別区域計画を活用した安定的な人数の確保により、適切な人員管理を図ることが重要である。

このように、任期の特例を活用し、有資格者の安定的な雇用創出を行うことで、経験豊かな職員を育成し、子育て環境の充実及び読書活動の推進を目指すとともに、適正な人員配置を行うことで、行政組織のスリム化を図る。

なお、任期付職員制度の活用については、定員適正化計画策定の段階において検討されたが、定員管理の観点から活用しないこととしている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の認定により、臨時的任用職員の確保がこれまでと比較して容易となり、優秀な臨時的任用職員を安定して雇用できることとなれば保育内容の質、図書館運営の充実は更に向上する。また、保育サービスの充実は、子どもはもちろん、妊娠、出産、子育てを考える人々の心身にゆとりを提供するとともに、経済的不安の解消による社会進出や復帰、安定的・定期的な雇用創出を行うことにより、町外への人材流出を防ぎ、若年世代の定住が促進されるなど、地域の活性化につながる。

それにより、子どもを安心して育て、預けられる環境を整備することは、全 国的な問題でもある少子化対策となるとともに、女性の社会参加を促進し、男 女共同参画社会の推進にも寄与でき、雇用機会の創出等にも繋がるものである。

- 8 特定事業の名称地方公務員に係る臨時的任用事業
- 9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定 事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共 団体が必要と認める事項

本町では、子育て環境の充実のために平成23年7月に「美郷町学校教育の指針」を、読書活動の充実のために平成23年3月に「美郷町読書推進計画」を策定している。

(1) 子育て環境の充実に係る取組

認定こども園においては、乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う 重要な時期であることを踏まえ、幼児教育の目標・発達課題を確実におさえ て楽しく充実した活動ができるよう、創意ある経営に努める。

また、幼保一体の理念に立って、その利点を最大限生かした総合的な運営を実践するとともに、職員一人一人が「認定こども園」の職員であることを自覚し、幼稚園・保育園児の年齢に応じた合同保育の実施や看護師の配置による施設の衛生管理と園児の健康管理の強化を図る。

子育て支援センターにおいては、すべての子育て家庭における育児力の向上を目指し、一時保育、子育て相談や育児サークル等を実施する。

(2) 読書活動の充実に係る取組

町立図書館においては、ネットワーク化による蔵書情報の提供と管理の一元化を進めるとともに、読書に親しんでもらえるようなコーナーの工夫、行事・講習会などの企画、夏休みや冬休みなど学校の長期休み中に子どもの夢を育む催し物や教室の開催、「子ども読書の日」や「読書週間」等にちなんだ図書館行事や本の展示を企画する。

家庭においては、「えほんからはじめよう」(ブックスタート事業)を推進し、家庭での読み聞かせにおすすめの本を紹介することで、親子で一緒に楽しめる本の紹介などを行い、家庭で読書に親しむ運動を推進する。

別紙 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

- 特定事業の名称
 地方公務員に係る臨時的任用事業(409)
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 秋田県仙北郡美郷町
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日
- 4 特定事業の内容

美郷町が町内幼保連携型認定こども園及び町立図書館において臨時的任用している保育士、幼稚園教諭、准看護師及び図書館司書について、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、最大1年間の雇用期間に特例を設け、採用の日から3年を超えない期間内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものである。

- 5 当該規制の特例措置の内容
- (1) 構造改革特別区域法第24条第1項第1号に掲げる要件に該当すると判断した根拠(1号要件)

本町では、人口の減少に反比例して世帯数が増加し、核家族化が進行している。併せて、近年の低迷する社会情勢から、祖父母と同居していながら、保育に欠ける世帯も増加しており、保育需要は増大している。また、近年の低迷する経済情勢を背景として、保護者の非正規雇用の増加に伴い園児の入園の時期が不規則であるので、過不足のない適正な人員配置を図るべく、状況に応じてやむをえず保育士、幼稚園教諭及び准看護師の臨時的任用を必要としている。

また、築30年以上が経過し、施設の老朽化が問題であった六郷わくわく園については、平成24年度から新築工事を開始する予定であり、園舎の移転に係る作業の増が見込まれる。

しかし、毎年、保育士、幼稚園教諭、准看護師の臨時的任用職員の採用は、 資格職であるがため非常に困難を極めており、また、雇用期間が最長で1年と 短いことから近隣市への人材流出を招いている状況であるため任期の特例の適 用が必要と考える。

町立図書館の運営においては、平成23年12月から平成24年4月にかけて段階的に、千畑交流センター図書室及び美郷町公民館図書室を廃止し、学友館に図書館機能を集約することとしているものの、図書館からの遠隔地に住む町民が読書から遠ざかることのないよう、今後はネットワーク化による蔵書情報の提供と管理の一元化を進め、図書館利用を促進する取り組みが必要である。

そのため、学友館においては、統合に伴い一時的に業務量が増大することが 見込まれるため図書館司書の臨時的任用を必要とするが、専門的な資格である 図書館司書資格を有する者は非常に少なく、必要な人数の確保には毎年苦慮し ている状況であるため、構造改革特別区域法第24条第1項第1号に掲げる要 件に該当すると判断した。

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

ア) 本特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員は、職員定数の規定が適用除外されていることから、特定事業の実施に当たっては、適正な運用の確保を図るとともに、臨時的任用の期間を延長して任用する職員の状況について、職員に係る人事行政の運営等の状況の公表に併せて、広報紙(広報みさと)及びインターネット(美郷町ホームページ)に掲載して公表する。

イ)資格要件の制定

臨時的任用職員の延長に伴う臨時職員の任用を行おうとする任命権者は、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を定めることとする。

ウ)特例により臨時的任用された職員の分限に関する規定の制定

特定事業の実施に当たっては、任用期間が延長されることに伴い、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき、分限に関する規定を本特例により臨時的任用された職員について通常の臨時的任用の期間を超えたときから適用可能なものとする規定を定めることとする。